

各部局における成績評価分布の目標

令和3年10月14日 教育・学生支援機構会議決定

学位の質を保証するための厳格な成績評価を行うにあたり、各部局の目標を次のように定める。

部局等		成績評価分布の目標
人文学部		「秀」は履修者の10%以内、「優」は「秀」を含めて履修者の40%以内を目安とする。ただし、履修者が20人以下の授業については、授業形態等を考慮し、可能な範囲で「秀」の割合を準用する。
人間発達科学部		「秀」は履修者の10%以内を目安とする。 ただし、履修者が20人以下の科目についても同程度に点検を行う。
経済学部		(1) 講義科目 「秀」は履修者の10%以内を目安とし、「優」は、「秀」を含めて履修者の40%以内を目安とする。履修者が20人未満の科目及び導入科目については、可能な範囲でこの目安を準用する。 (2) ゼミナール（入門ゼミナールを除く）、卒業研究、卒業論文 「秀」評価は、授業担当教員が「秀」評価が妥当と判断する場合は、「秀」とすることができる。なお、ゼミナールの成績評価の目安は以下のとおりとする。 「秀」 極めて優れた報告や発言を行い、日常的に授業に極めて積極的に参加している。 「優」 優れた報告や発言を行い、日常的に授業に積極的に参加している。 「良」 一定レベルの報告や発言を行い、日常的に授業に積極的に参加している。 「可」 必要最低限の報告や発言を行い、授業に最低限の参加をしている。
理学部		「秀」は履修者の10%程度まで、「優」は「秀」を含めて履修者の45%以内をそれぞれ目安とする。ただし、教育効果が上がった場合にはこの限りではない。また、入門的科目、演習、実験、実習及び履修者が20人以下の講義科目については、授業形態等を考慮し、可能な範囲で前述の成績評価割合を準用する。
医学部	医学科	1. 「秀」は履修者の10%以内、「優」は「秀」を含めて履修者の30%以内を目安とする。ただし、入門的科目・演習・実験および実習については授業形態等を考慮し、成績評価の割合の対象外とする。 2. 少人数科目については授業形態等を考慮し、可能な範囲で準用する。
	看護学科	「秀」は履修者の10%以内、「優」は「秀」を含めて履修者の30%以内を目安とする。ただし、履修者が20人以下の講義科目並びに演習、実験及び実習については、授業形態等を考慮し、可能な範囲で準用する。
薬学部		実習・演習科目以外の一般講義について、「秀」は履修者の10%程度、「優」は「秀」を含めて履修者の30%程度を目安とする。ただし、専門英語科目など少人数演習科目は、教育内容に準じた客観的指標に基づいて難易度や理解度を評価し、「秀」は履修者の20%程度、「優」は「秀」を含めて履修者の50%程度の比率を目安とする。
工学部		「秀」は履修者の10%以内、「優」は「秀」を含めて履修者の45%以内を目安とする。ただし、演習、実験、実習、履修者が20人以下の講義科目等の授業形態が特殊な講義は、可能な範囲で上記に設定した「秀」の割合を準用する。
芸術文化学部		「秀」は履修者の10%以内、「優」は「秀」を含めて履修者の30%以内を目安とする。ただし、原則として、卒業研究・制作、履修者が20人以下の授業科目、地域社会において取り組む実践的授業科目等、「優」「秀」の割合が前述によらない科目もあるが、可能な範囲で前述の評価割合を準用する。なお、試験又は作品により評価を行う授業科目について、その科目の単年度の「優」「秀」の割合が上記目安によらない場合、その科目の複数年度（3年度まで）の成績評価を合わせて算出した「優」「秀」の割合の目安を上記の目安とみなす。
都市デザイン学部		「秀」は履修者の10%以内、「優」は「秀」を含めて履修者の30%以内を目安とする。 ただし、演習、実験、実習及び履修者が20人以下の講義科目については、授業形態等を考慮しつつ、可能な範囲でこの目安を準用する。
教養教育院		「秀」は履修者の10%以内を目安とする。 ただし、履修者が20人以下の授業科目については、「秀」の目安とする割合を可能な限り準用する。